

# 東京大学女子学生奨学金（大学院修士課程）実施要項

## 1. 趣旨

本学卒業生の江川雅子氏からの寄附を設立原資として、本学大学院に在籍する優れた日本人女子学生であって、経済的支援を必要とする者を対象として、奨学金を支給して支援することを目的とする。

## 2. 実施期間等

- (1) 本奨学金の実施期間は、平成28年度から令和7年度までの10ケ年とする。なお、支給期間は、標準修業年限までとする。
- (2) 毎年度の新規採用人数は、若干名とする。

## 3. 応募資格

工学系研究科、理学系研究科、農学生命科学研究科の修士課程に在籍する1年次の日本人女子学生のうち特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。ただし、他の公益法人等の給付型の奨学金を受領している者を除く。なお、対象部局は実施年度により変更する場合がある。

## 4. 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書、所得等の関係書類を添えて、本部奨学厚生課に申請する。

## 5. 支給額

月額5万円

## 6. 支給期間

修士課程の標準修業年限

## 7. 受給者の決定

受給者の決定は、奨学厚生担当理事（以下、「理事」という）が行う。理事は受給者を決定したときは、本人及び所属研究科長に通知する。

## 8. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

## 9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（1月以上にわたり日本を離れる場合も含む。ただし、学外における研究活動等によるものについては含まない）する場合は、速やかにこれを証する書類を本部奨学厚生課奨学チーム（以下、「奨学チーム」という）に届け出るものとし、奨学金の支給を休止する。

- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、奨学チームに支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

#### 10. 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき
- (2) 停学の処分を受けたとき
- (3) 学業成績が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 前各号のほか、受給者としてふさわしくない事実があったとき

#### 11. 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

#### 12. 奨学金の辞退

受給者は、奨学チームに奨学金の辞退を申し出ることができる。

#### 13. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき
- (2) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき

#### 附 則

この要項は、平成28年2月2日から実施する。

#### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。